

指定給水装置工事事業者指定の申請について

提出書類

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書
- ② 機械器具調書（写真の添付をお願いします。写真に記載した名称が機械器具調書と一致（整合）するように記入をお願いいたします。）
- ③ 誓約書
- ④ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（指定を受けた日から2週間以内）
「給水装置工事主任技術者免状」の写しを添付
- ⑤ 給水装置工事に関する問合せ先（業務を行っているところの外観と事務所内部の写真添付をお願いします。）

添付書類

法人の場合

- ・定款の写し（原本写しであること証明書付、直近のもの）
- ・登記簿の謄本、登記事項証明書（原本、発行日から3ヵ月以内のもの）

個人の場合

- ・住民票の写し（原本、発行日から3ヵ月以内のもの）

指定の基準（水道法第25条の3）

- 1 事業所ごとに、法第25条の4第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 2 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
 - ① 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - ② やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ③ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ④ 水圧テストポンプ
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ニ 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの